

資料 1 (議案関係)

「知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」
について（議案第 125 号）

令和 3 年 4 月 22 日
人 事 課

1 改正理由

現下の経済状況に鑑み、知事等の給料月額及び期末手当について一定の割合に相当する額を減ずる特例措置を継続する必要がある。

2 改正内容

特例措置の適用期間及び減額率を次のとおりとする。

【給料月額】

| 区分 職 | 条例本則による 給 料 月 額 | 令和3年5月1日から令和7年4月30日まで | |
|---------------|--------------------|-----------------------|---------------------|
| | | 減 額 後 の 給 料 月 額 | 減 額 率 減 少 額 |
| 知 事 | 1,210,000円 | 968,000円 | △ 20% △ 242,000円 |
| 副 知 事 | 930,000円 | 790,500円 | △ 15% △ 139,500円 |
| 常 勤 の 監査委員 | 670,000円 | 569,500円 | △ 15% △ 100,500円 |

【期末手当】

| 区分 職 | 条例本則による 支 給 年 額 | 令和3年6月期から令和6年12月期まで | |
|---------------|--------------------|---------------------|-----------------------|
| | | 減 額 後 の 支 給 年 額 | 減 額 率 減 少 額 |
| 知 事 | 5,614,400円 | 4,491,520円 | △ 20% △ 1,122,880円 |
| 副 知 事 | 4,315,200円 | 3,667,920円 | △ 15% △ 647,280円 |
| 常 勤 の 監査委員 | 3,108,800円 | 2,642,480円 | △ 15% △ 466,320円 |

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

| | 新 | 旧 |
|--|--|---|
| 附 則 | 附 則 | 附 則 |
| 1 ～ 3 略 | 1 ～ 3 略 | 1 ～ 3 略 |
| 4 知事等の給料月額は、平成二十六年十一月一日から令和七年四月三十日までの間に係るものに限り、第二条の規定にかかわらず、同条の表に掲げる給料月額から、当該給料月額に知事にあつては百分の二十、副知事及び常勤の監査委員にあつては百分の十五を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる給料月額とする。 | 4 知事等の給料月額は、平成二十六年十一月一日から令和三年四月三十日までの間に係るものに限り、第二条の規定にかかわらず、同条の表に掲げる給料月額から、当該給料月額に知事にあつては百分の二十、副知事及び常勤の監査委員にあつては百分の十五を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる給料月額とする。 | 4 知事等の給料月額は、平成二十九年六月から令和六年十二月までの間に支給するものに限り、第八条及び附則第四項ただし書の規定にかかるず、これらの規定により算出した額から、当該算出した額に知事にあつては百分の二十、副知事及び常勤の監査委員にあつては百分の十五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。 |
| 5 略 | 5 略 | 5 略 |
| 6 知事等の期末手当の額は、平成二十九年六月から令和六年十二月までの間に支給するものに限り、第八条及び附則第四項ただし書の規定にかかるず、これらの規定により算出した額から、当該算出した額に知事にあつては百分の二十、副知事及び常勤の監査委員にあつては百分の十五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。 | 6 知事等の期末手当の額は、平成二十九年六月から令和二年十二月までの間に支給するものに限り、第八条及び附則第四項ただし書の規定にかかるず、これらの規定により算出した額から、当該算出した額に知事にあつては百分の二十、副知事及び常勤の監査委員にあつては百分の十五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。 | 6 知事等の期末手当の額は、平成二十九年六月から令和二年十二月までの間に支給するものに限り、第八条及び附則第四項ただし書の規定にかかるず、これらの規定により算出した額から、当該算出した額に知事にあつては百分の二十、副知事及び常勤の監査委員にあつては百分の十五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。 |
| 7 ～ 9 略 | 7 ～ 9 略 | 7 ～ 9 略 |